

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正について

令和 7 年 4 月 11 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

非上場企業に対する成長資金の供給を実現する枠組みとして、非上場株式に投資する投資家層の拡大に向けて取り組むことが重要であると考えられるところ、これまで「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の対象として想定していなかった、特定投資家向け銘柄制度における受益証券発行信託やトークン化された非上場株式の活用について、令和 6 年 11 月より、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」にて、日証協規則における対応の検討を行ったところである。

今般、同ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

(1) 定義

信託受益証券に関する定義を追加する。

(第 2 条第 4 号の 2、第 5 号)

(2) 検証及び審査

信託受益証券の検証を行う場合に、審査を行わなければならない事項を規定する。

(第 3 条第 2 項柱書、第 3 号)

(3) 特定証券情報及び発行者情報

信託受益証券に係る特定証券情報及び発行者情報の様式について規定する。

(第 6 条第 3 項第 4 号、第 7 条第 3 項第 4 号、様式 3 の 2、様式 6 の 2)

(4) 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求

取扱協会が特定投資家向け銘柄制度において、顧客と初めて取引を行う際の説明書の交付及び確認書の徴求義務の対象有価証券に信託受益証券を追加する。

(第 10 条第 3 号)

(5) 社内規則及び取扱要領

取扱協会が信託受益証券の投資勧誘を行おうとする場合に、社内規則において規定しなければならない事項について規定する。

(第 12 条第 1 項第 3 号)

(6) 電子記録移転有価証券表示権利等について

トークン化された店頭有価証券の取扱いに際して、特定証券情報及び発行者情報に記載しなければならない事項について規定する。

(様式 1、様式 4)

(7) その他、所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和7年4月11日から施行する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 11 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(定義)	(定義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 (同 左)
1 店頭有価証券 「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。	(同 左)
2 投資信託受益証券 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託の受益証券であって、取引所金融商品市場に上場されていないものをいう。	(同 左)
3 投資証券等 金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する投資証券又は新投資口予約権証券であって、取引所金融商品市場に上場されていないものをいう。	(同 左)
4 投資信託等 投資信託受益証券及び投資証券等をいう。	(同 左)
<u>4 の 2 信託受益証券</u> <u>金商法第 2 条第 1 項第 14 号に掲げる受益証券発行信託の受益証券であって、取引所金融商品市場に上場されていないものをいう。</u>	(新 設)
5 店頭有価証券等 店頭有価証券、 <u>投資信託等及び信託受益証券</u> をいう。	5 店頭有価証券等 店頭有価証券及び投資信託等をいう。
6～10 (現行どおり)	6～10 (省 略)
第 2 章 店頭有価証券等の審査等	第 2 章 店頭有価証券等の審査等
(検証及び審査)	(検証及び審査)
第 3 条 取扱協会員は、本規則に基づき新たに顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第	第 3 条 (同 左)

新	旧
<p>34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に限る。第9条、第10条及び第11条本文を除いて、以下同じ。）に対して投資勧誘を行おうとする店頭有価証券等について、当該店頭有価証券等の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について検証しなければならない。</p> <p>2 取扱協会員は、前項の規定に基づき店頭有価証券、<u>投資証券等及び信託受益証券</u>の検証を行う場合、第12条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</p> <p>1 店頭有価証券</p> <p>イ 発行者及びその行う事業の実在性</p> <p>ロ 発行者の財務状況</p> <p>ハ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性</p> <p>ニ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</p> <p>ホ 当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況</p> <p>ヘ 当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク</p> <p>ト 私募（金商法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に限る。以下同じ。）又は私募の取扱いを行う場合にあっては、事業計画の妥当性、資金使途の妥当性</p> <p>2 投資証券等</p> <p>イ 資産の運用等に関する体制整備の状況</p> <p>ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性</p> <p>ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</p> <p>3 <u>信託受益証券</u></p>	<p>2 取扱協会員は、前項の規定に基づき店頭有価証券<u>及び投資証券等</u>の検証を行う場合、第12条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>イ 資産の管理及び運用等に関する体制整備の状況</u></p> <p><u>ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性</u></p> <p><u>ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 特定証券情報及び発行者情報</p> <p>(特定証券情報の提供又は公表)</p> <p>第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 14 条の 14 で定める場合にあっては、発行者情報又は発行者情報と同等の情報とする。以下同じ。）が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第 1 項に規定する特定証券情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いて、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。</p> <p>1 店頭有価証券 様式 1</p> <p>2 投資信託受益証券 様式 2</p> <p>3 投資証券等 様式 3</p> <p>4 <u>信託受益証券</u> <u>様式 3 の 2</u></p> <p>4・5 (現行どおり)</p> <p>(発行者情報の提供又は公表)</p> <p>第 7 条 取扱協会員は、次条の規定に基づく投資勧誘により店頭有価証券等を保有するに至った顧客に対し、当該店頭有価証券等に係る発行者情報を自ら提供若しくは公表又は発行者による提供若しくは公表が行われていることを確認しなけ</p>	<p>(省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>第 3 章 特定証券情報及び発行者情報</p> <p>(特定証券情報の提供又は公表)</p> <p>第 6 条 (同 左)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>(発行者情報の提供又は公表)</p> <p>第 7 条 (同 左)</p>

新	旧
<p>ればならない。ただし、証券情報等府令第7条第5項各号及び第8条第1項各号に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項に規定する発行者情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いて、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。</p> <p>1 店頭有価証券 様式4</p> <p>2 投資信託受益証券 様式5</p> <p>3 投資証券等 様式6</p> <p><u>4</u> <u>信託受益証券</u> <u>様式6の2</u></p> <p>4～6 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 投資勧誘及び取引の方法</p> <p>(取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求)</p> <p>第10条 取扱協会員は、第8条に基づいて投資勧誘を行った結果、顧客(金商法第34条の4第6項において準用される金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者に限る。以下本条及び次条本文において同じ。)が次の各号に掲げる有価証券のいずれかについて初めて買付けを行おうとするときは、当該顧客に対し、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じたリスクを記載した書面を交付し、当該リスクを説明するとともに、当該説明書に記載された事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う旨の書面による確認書を徴求するものとする。</p> <p>1 店頭有価証券</p> <p>2 投資信託等</p> <p><u>3</u> <u>信託受益証券</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 内部管理体制</p> <p>(社内規則及び取扱要領)</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>4～6 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 投資勧誘及び取引の方法</p> <p>(取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 内部管理体制</p> <p>(社内規則及び取扱要領)</p>

新	旧
<p>第 12 条 取扱協会員は、本規則に基づき投資勧誘を行おうとする次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。</p> <p>1 店頭有価証券</p> <p>イ 第 3 条の規定により行う検証及び審査に関する事項</p> <p>ロ 発行者に関する情報の取得に関する事項</p> <p>ハ 特定投資家の管理に関する事項</p> <p>ニ 店頭有価証券の受渡しに関する事項</p> <p>ホ 不公正取引の確認に関する事項</p> <p>へ その他取扱協会員が必要と認める事項</p> <p>2 投資信託等</p> <p>イ 第 3 条の規定により行う検証及び審査に関する事項（投資信託受益証券にあっては、審査に関する事項を除く。）</p> <p>ロ 投資信託等に関する情報の取得に関する事項</p> <p>ハ 特定投資家の管理に関する事項</p> <p>ニ 投資信託等の受渡しに関する事項</p> <p>ホ その他取扱協会員が必要と認める事項</p> <p>3 <u>信託受益証券</u></p> <p><u>イ 第 3 条の規定により行う検証及び審査に関する事項</u></p> <p><u>ロ 信託受益証券に関する情報の取得に関する事項</u></p> <p><u>ハ 特定投資家の管理に関する事項</u></p> <p><u>ニ 信託受益証券の受渡しに関する事項</u></p> <p><u>ホ その他取扱協会員が必要と認める事項</u></p> <p>2・3 （ 現 行 ど お り ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。</p>	<p>第 12 条 （ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 同 左 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p>

特定証券情報

【表紙】

【書類名】 特定証券情報

【提供日又は公表日】 年 月 日 (2)

【発行者(受託者)名称】

【代表者の役職氏名】 (3)

【本店の所在の場所】

【発行者(委託者)氏名又は名称】

【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】

【公表されるホームページのアドレス】 (4)

第一部【証券情報】

1 【信託受益証券の形態等】 (5)

2 【発行(売出)数】

3 【発行(売出)価額の総額】 (6)

4 【発行(売出)価格】 (7)

5 【給付の内容、時期及び場所】

6 【特定投資家向け取得勧誘の方法】

7 【申込手数料】 (8)

8 【申込単位】

9 【申込期間及び申込取扱場所】

10 【申込証拠金】

11 【払込期日及び払込取扱場所】

12 【引受け等の概要】 (9)

13 【振替機関に関する事項】

14 【その他】 (10)

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

(1) 【信託財産に係る法制度の概要】 (11)

(2) 【信託財産の基本的性格】 (12)

(3) 【信託財産の管理体制等】 (13)

① 【信託財産の関係法人】

② 【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】

2【信託財産を構成する資産の概要及び状況】

(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (14)

新設様式

特定証券情報 様式3の2
(信託受益証券)

- (2) 【信託財産を構成する資産の内容】 (15)
- (3) 【収益状況の推移】 (16)
- (4) 【その他】 (17)
- 3 【信託の仕組み】
 - (1) 【信託の概要】
 - ① 【信託の基本的仕組み】 (18)
 - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】 (19)
 - ③ 【その他】 (20)
 - (2) 【受益権】 (21)
- 4 【投資リスク】 (22)
 - 第2 【証券事務の概要】 (23)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 特定証券情報の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、特定証券情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（5）c、（17）c、（26）c、（30）及び（31）により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

(1-2) 組込方式

特定証券情報の対象となる有価証券について発行者情報の提供又は公表を行っている発行者は、当該有価証券の最近計算期間（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条に定める期間をいう。以下同じ。）に係る発行者情報及び訂正発行者情報を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部の記載に代えることができる。

(2) 提供日又は公表日

特定証券情報の提供日（提供日が異なる場合は、提供日のうち最も早い日をいう。以下同じ。）又は公表日を記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

特定証券情報の提供又は公表について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(4) 公表されるホームページのアドレス

特定証券情報及び発行者情報（これらの訂正情報を含む。）を公表する場合には、公表されるホームページのアドレスをすべて記載すること。

(5) 信託受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別を記載すること。
- b 特定証券情報の対象となる信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 特定証券情報の対象となる信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により特定証券情報の対象となる信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

特定証券情報の対象となる信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合にはその旨を記載すること。

(6) 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、特定証券情報の提供日又は公表日現在におけるこれらの総額の見込額又は信託金の限度額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(8) 申込手数料

手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(9) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(10) その他

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等と同時に、本邦以外の地域において特定証券情報の対象となる信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(11) 信託財産に係る法制度の概要

委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する合意がある場合にはその旨を記載すること。

(12) 信託財産の基本的性格

- a 信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
- b 信託財産が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(1)fに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同

視すべき場合を除く。)をいう。以下同じ。)への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

(13) 信託財産の管理体制等

- a 「信託財産の関係法人」の欄については、委託者、受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該信託受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
- b 「信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度」の欄については、信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(14) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

- a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が不動産又は不動産に係る権利（(15) dの特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。
- b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。

(15) 信託財産を構成する資産の内容

- a 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下 a 及び (19) a において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下 a において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。(16) a において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- b 信託財産を構成する資産が不動産に係る権利（dの特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（aに掲げる事項）を記載すること。
- c 信託財産を構成する資産が有価証券（dの特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合においては、当該属

性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。（18）において同じ。）による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。

- d 信託財産を構成する資産が特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあつては、代表権利者（同条第17項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者（同条第18項に規定する特定信託管理者をいう。））の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容(a から c までに掲げる資産の内容に応じ a から c までに掲げる事項) 等当該信託の内容について記載すること。
- e 信託財産を直接（信託財産を構成する資産が有価証券である場合に限る。）又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下 e において単に「債権」という。）に係る債務者（以下 e において単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であつて、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下 e において「重要な債務者」という。）が存在する場合には、a から d までに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。
- (a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。
- (b) 当該割合その他の信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。
- (c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。
- (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。
- ① 直近の計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第2項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による監査報告書）
- ② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、特定証券情報の提供日又は公表日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその

提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

- f 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。）とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。

(16) 収益状況の推移

特定証券情報の提供日又は公表日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- b 信託財産を構成する資産が不動産に係る権利又は有価証券である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式の「記載上の注意」(28) a 及び上記 a に準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(17) その他

- a 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「記載上の注意」(21) に規定する延滞債務及び貸倒債権を有する場合は、その内容について「記載上の注意」に準じて記載すること。
- b 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「第二部 信託財産状況」の「第1 信託財産の状況」の「4 信託財産を構成する資産の状況」の内容のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものがあれば記載すること。

(18) 信託の基本的仕組み

特定証券情報の対象となる信託受益証券を組成する仕組みの概要（原保有者、当該信託受益証券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該信託受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等（投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。））及び当該信託受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(19) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

- a 特定証券情報の対象となる信託受益証券に係る信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
- b 特定証券情報の対象となる信託受益証券に係る信託財産を構成する資産が不動産に係る権利又は有価証券である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式の「記載上の注意」(23) a 及び上記 a に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- c 信託財産を構成する資産の内容を分かりやすく記載するため、a 及び b に掲げる資産を併せて記載することが必要な場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式の「第二部 ファンド情報」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」の「③ その他投資資産の主要なもの」に準じて記載すること。
- d 信託財産について一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごとに当該要件の内容を記載すること。

e 信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。

(20) その他

- a 特定証券情報の対象となる信託受益証券の受益者以外に、当該信託受益証券に係る信託に関し他の種類の受益権（信託受益証券が発行される場合にあつては当該信託受益証券と信託財産(信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下aにおいて同じ。)が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なる他の受益権をいう。)を有している者がいる場合には、当該信託の信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による当該信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。
- b 特定証券情報の対象となる信託受益証券の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。

(21) 受益権

受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。

(22) 投資リスク

信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(23) 証券事務の概要

特定証券情報の対象となる信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 信託受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

また、当該信託受益証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合、aにおいて当該権利に特有のものがあれば記載すること。

信託財産情報（発行者情報）

【表紙】

【書類名】 発行者情報

【提供日又は公表日】 年 月 日（2）

【発行者（受託者）名称】

【代表者の役職氏名】（3）

【本店の所在の場所】

【発行者（委託者）氏名又は名称】

【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】

【公表されるホームページのアドレス】（4）

【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

(1)【信託財産に係る法制度の概要】（5）

(2)【信託財産の基本的性格】（6）

(3)【信託財産の管理体制等】（7）

①【信託財産の関係法人】

②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】

2【信託財産を構成する資産の概要及び状況】

(1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】（8）

(2)【信託財産を構成する資産の内容】（9）

(3)【収益状況の推移】（10）

(4)【その他】（11）

3【信託の仕組み】

(1)【信託の概要】

①【信託の基本的仕組み】（12）

②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】（13）

③【その他】（14）

(2)【受益権】（15）

4【投資リスク】（16）

第2【証券事務の概要】（17）

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 発行者情報の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行者情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 発行者情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（5）c、（17）c、（26）c、（30）及び（31）により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

(2) 提供日又は公表日

発行者情報の提供日（提供日が異なる場合は、提供日のうち最も早い日をいう。以下同じ。）又は公表日を記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

発行者情報の提供又は公表について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(4) 公表されるホームページのアドレス

発行者情報及び発行者情報（これらの訂正情報を含む。）を公表する場合には、公表されるホームページのアドレスをすべて記載すること。

(5) 信託財産に係る法制度の概要

委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。また、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託である場合又は同法第21条第2項第4号に規定する合意がある場合にはその旨を記載すること。

(6) 信託財産の基本的性格

- a 信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。
- b 信託財産が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（1）fに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあつては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと

視すべき場合を除く。)をいう。以下同じ。)への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

(7) 信託財産の管理体制等

a 「信託財産の関係法人」の欄については、委託者、受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該信託受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

b 「信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度」の欄については、信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等又は管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(8) 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

a 信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が不動産又は不動産に係る権利（(15) dの特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。

b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。

(9) 信託財産を構成する資産の内容

a 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下 a 及び (13) a において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下 a において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。(10) a において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

b 信託財産を構成する資産が不動産に係る権利（dの特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（aに掲げる事項）を記載すること。

c 信託財産を構成する資産が有価証券（dの特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合においては、当該属

性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。（12）において同じ。）による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。

- d 信託財産を構成する資産が特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあつては、代表権利者（同条第17項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者（同条第18項に規定する特定信託管理者をいう。））の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容(aからcまでに掲げる資産の内容に応じaからcまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。
- e 信託財産を直接（信託財産を構成する資産が有価証券である場合に限る。）又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下eにおいて単に「債権」という。）に係る債務者（以下eにおいて単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であつて、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下eにおいて「重要な債務者」という。）が存在する場合には、aからdまでに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。
- (a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。
- (b) 当該割合その他の信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。
- (c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。
- (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。
- ① 直近の計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第2項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による監査報告書）
- ② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、発行者情報の提供日又は公表日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提

出日以後に提出される又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

f 信託前に生じた委託者に対する債権であつて、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。）とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。

(10) 収益状況の推移

発行者情報の提供日又は公表日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

a 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率

b 信託財産を構成する資産が不動産に係る権利又は有価証券である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式の「記載上の注意」(28) a 及び上記 a に準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(11) その他

a 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「記載上の注意」(21) に規定する延滞債務及び貸倒債権を有する場合は、その内容について「記載上の注意」に準じて記載すること。

b 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「第二部 信託財産状況」の「第1 信託財産の状況」の「4 信託財産を構成する資産の状況」の内容のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものがあれば記載すること。

(12) 信託の基本的仕組み

発行者情報の対象となる信託受益証券を組成する仕組みの概要（原保有者、当該信託受益証券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該信託受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等（投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。））及び当該信託受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(13) 信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

a 発行者情報の対象となる信託受益証券に係る信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

b 発行者情報の対象となる信託受益証券に係る信託財産を構成する資産が不動産に係る権利又は有価証券である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式の「記載上の注意」(23) a 及び上記 a に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

c 信託財産を構成する資産の内容を分かりやすく記載するため、a 及び b に掲げる資産を併せて記載することが必要な場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式の「第二部 ファンド情報」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」の「③ その他投資資産の主要なもの」に準じて記載すること。

d 信託財産について一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごとに当該要件の内容を記載すること。

e 信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。

(14) その他

a 発行者情報の対象となる信託受益証券の受益者以外に、当該信託受益証券に係る信託に関し他の種類の受益権（信託受益証券が発行される場合にあつては当該信託受益証券と信託財産（信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下aにおいて同じ。）が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なる他の受益権をいう。）を有している者がいる場合には、当該信託の信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による当該信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。

b 発行者情報の対象となる信託受益証券の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

c 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。

(15) 受益権

受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。

(16) 投資リスク

信託財産のもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(17) 証券事務の概要

発行者情報の対象となる信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

a 名義書替えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

b 証券所有者に対する特典

c 信託受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容

d その他信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

また、当該信託受益証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合、aにおいて当該権利に特有のものがあれば記載すること。

【様式1：店頭有価証券】

「特定証券情報及び発行者情報の記載様式（国内様式）」の一部改正について

令和7年4月11日

（下線部分変更）

新	旧
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 （国内様式）</p> <p>様式1</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日（2） 【発行者の名称】（3） 【代表者の役職氏名】（4） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】（5） 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（6） 【公表されるホームページのアドレス】（7）</p> <p>[第一部～第二部（現行どおり）]</p> <p>（記載上の注意） (17) 事業等のリスク a・b（現行どおり） <u>c 特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(5)c、(17)c、(26)c、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。</u> <u>また、当該権利について、名義書替えについてその手続、取扱場所、取次</u></p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 （国内様式）</p> <p>様式1</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日（2） 【発行者の名称】（3） 【代表者の役職氏名】（4） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】（5） 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（6） 【公表されるホームページのアドレス】（7）</p> <p>[第一部～第二部（省略）]</p> <p>（記載上の注意） (17) 事業等のリスク a・b（省略） （新設）</p>

【様式1：店頭有価証券】

新	旧
<p><u>所、代理人の名称及び住所並びに手数料など、特有のものがあれば記載すること。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和7年4月11日から施行する。</p>	

【様式 2 : 投資信託受益証券】

新	旧
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p>
<p>様式 2</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】 特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【公表されるホームページのアドレス】 (4)</p> <p>[第一部～第三部 (現行どおり)]</p> <p>(記載上の注意) (5) 内国投資信託受益証券の形態等 a (現行どおり) b 特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券について、委託会社等(発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。)の依頼により、信用格付業者(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。 (a)・(b) (現行どおり) 特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券について、委託会社等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若し</p>	<p>様式 2</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】 特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【公表されるホームページのアドレス】 (4)</p> <p>[第一部～第三部 (省 略)]</p> <p>(記載上の注意) (5) (同 左) a (省 略) b 特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券について、委託会社等(発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。)の依頼により、信用格付業者(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。 (a)・(b) (省 略) 特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券について、委託会社等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若し</p>

【様式 2 : 投資信託受益証券】

新	旧
<p>くは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。</p>	<p>くは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p>

【様式3：投資証券等】

新	旧
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p>
<p>様式3</p>	<p>様式3</p>
<p>特定証券情報</p>	<p>特定証券情報</p>
<p>【表紙】 【書類名】 特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【公表されるホームページのアドレス】 (4)</p>	<p>【表紙】 【書類名】 特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【公表されるホームページのアドレス】 (4)</p>
<p>[第一部・第二部 (現行どおり)]</p>	<p>[第一部・第二部 (省 略)]</p>
<p>(記載上の注意) (5) 内国投資証券の形態等 a (現行どおり) b 特定証券情報の対象となる内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。 (a)・(b) (現行どおり) 特定証券情報の対象となる内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p>	<p>(記載上の注意) (5) (同 左) a (省 略) b 特定証券情報の対象となる内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。 (a)・(b) (省 略) 特定証券情報の対象となる内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p>

【様式3：投資証券等】

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和7年4月11日から施行する。</p>	

【様式4：店頭有価証券】

新	旧
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p>
<p>様式4</p>	<p>様式4</p>
<p>発行者情報</p>	<p>発行者情報</p>
<p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】 (3) 【代表者の役職氏名】 (4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p>	<p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】 (3) 【代表者の役職氏名】 (4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p>
<p>【企業情報】 第1 (現行どおり) 第2 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (1) ~ (3) (現行どおり) <u>(4) 【電子記録移転有価証券表示権利等について】 (12-2)</u> 2・3 (現行どおり) 第3・第4 (現行どおり)</p>	<p>【企業情報】 第1 (省 略) 第2 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (1) ~ (3) (省 略) (新 設) 2・3 (省 略) 第3・第4 (省 略)</p>
<p>(記載上の注意) <u>(12-2) 電子記録移転有価証券表示権利等について</u> <u>発行者情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるものに限る。)である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(26)cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。</u></p>	<p>(記載上の注意) (新 設)</p>

【様式4：店頭有価証券】

新	旧
<p data-bbox="416 271 568 304" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="204 347 783 421">この規則は、令和7年4月11日から施行する。</p>	